資料１

国家戦略特区 都市計画法の特例　手続きの流れ
（大手町一丁目地区・虎ノ門一丁目地区）

区域会議の流れ　　**都・区の流れ**

12/10　分科会 開催
・都市計画素案等の審議

12/11　区域会議 公告（虎ノ門一丁目地区）
・都市計画素案（地区計画）の公告・縦覧
[都市計画法第 16 条第２項]

都市計画素案の公告・縦覧
（虎ノ門一丁目地区）
・12/11　公告
・12/12～12/25　縦覧
・12/12～1/8　意見書提出

２月上旬　分科会 開催
・都市計画案等の審議

２月下旬～３月上旬　区域会議 公告
（大手町一丁目地区・虎ノ門一丁目地区）
・都市計画案（都市再生特別地区等）の公告・縦覧
[国家戦略特別区域法第 21 条第３項]

２月下旬～３月上旬
都市計画案の公告・縦覧
（大手町一丁目地区・虎ノ門一丁目地区）

３月下旬　分科会 開催
・意見書取りまとめ・都市計画審議会付議案の審議

５月上旬　港区 都市計画審議会付議
審議会答申（虎ノ門一丁目地区）

５月中旬　東京都 都市計画審議会付議
審議会答申
（大手町一丁目地区・虎ノ門一丁目地区）

東京圏の区域会議 開催
・区域計画の合意

内閣総理大臣の認定・公示

・都市計画案 ＝ 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案